

# 現在受け入れている労働者派遣は、 平成30年9月30日以降も 受け入れ可能ですか？

～ 今一度ご確認ください！ ～

平成27年の労働者派遣法の改正により、労働者派遣事業は許可制に統一され、特定労働者派遣事業が廃止されました。

ただし、改正法の経過措置により、改正前に届出を行っていた(旧)特定労働者派遣事業者については、平成30年9月29日までは事業継続が可能とされているところです。

この経過措置は改正後3年間とされていることから、平成30年9月30日以降は、許可を受けていない事業者からの派遣労働者の受け入れは出来なくなります。

※ **特定労働者派遣事業者について、自動的に許可制へ切替されるものではありません。**

三重県内の(旧)特定労働者派遣事業所数の推移をみると、平成27年9月末現在では1,129事業所でしたが、許可制への移行・事業廃止により、平成29年6月末現在では983事業所と約13%減少しています。

しかしながら、許可事業所を含めた派遣事業所総数は1,313事業所あり、(旧)特定労働者派遣事業所が約4分の3を占めている状況で、経過措置期間まで1年余りとなった現在においても許可制への移行がなされていない事業所が多数あります。

現在、派遣労働者を受け入れている事業主様におかれましては、これらの状況、及び労働者派遣法の改正内容を十分ご理解いただくとともに、必要に応じて、派遣労働者の直接雇用への切替や、派遣元事業者への許可申請の意向等を確認いただく等、平成30年9月30日以降の事業運営に支障を来さないよう、ご検討・ご準備をお願いいたします。

労働者派遣事業の許可申請においては様々な許可要件があり、期限直前になって許可申請を行おうとしても、要件を満たさなければ申請が行えず、結果、労働者派遣事業を行えなくなる恐れもあります。

平成30年9月30日以降、無許可事業者から派遣労働者を受け入れた場合は、労働者派遣法違反になるとともに、「労働契約申込みみなし制度」の対象にもなりますのでご注意ください。

なお、派遣先において、受け入れている派遣労働者の直接雇用への切替を計画的に実施する場合等には、キャリアアップ助成金が活用できることがあります。

問い合わせ先：職業安定部職業安定課需給調整事業室  
〒514-8524 津市島崎町327-2 ☎ 059-226-2165



## 労働者派遣事業の主な許可要件

- 労働者派遣法第6条の欠格事由に該当する者でないこと。
- 許可基準（労働者派遣法第7条第1項）を満たしていること。
  - ・当該事業が、専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行われるものでないこと
  - ・派遣労働者のキャリアの形成を支援する制度を有していること
  - ・派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うための体制が整備されていること
  - ・個人情報適正に管理し、派遣労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること
  - ・労働者派遣事業を的確・安定的に遂行するに足る能力を有していること
    - 財産的基礎（資産要件：2,000万円×事業所数、等）
    - 組織的基礎（派遣元責任者の配置、事業所の位置、設備、等）
  - ・派遣労働者への労働安全衛生に関して適切な措置が講じられていること

## 派遣労働者の直接雇用の推進について

労働者派遣法第40条の4、第40条の5において、希望する派遣労働者の直接雇用や正社員化を推進するために、次の措置を講じることが派遣先の（努力）義務となっています。

- 特定有期雇用派遣労働者を、同一組織単位で1年以上継続して受け入れ、その業務のために派遣終了後に新たな労働者を雇い入れる場合で、当該派遣労働者について派遣元事業主から直接雇用の依頼があったときは、優先的に雇用するよう努めなければならない。（努力義務）
- 派遣労働者を受け入れている事業所等で働く正社員の募集をするときは、その事業所等で1年以上受け入れている派遣労働者に対して募集情報を周知しなければならない。（義務）
- 派遣労働者を受け入れている事業所等で働く労働者（正社員に限らない）の募集をするときは、同一組織単位で3年以上継続して就業する見込みのある特定有期雇用派遣労働者で、派遣元事業主から直接依頼があった者に対して、募集情報を周知しなければならない。（義務）

## 労働契約申込みみなし制度の概要

派遣先等が、違法派遣を受け入れた場合は、その時点で派遣先が派遣労働者に対して、その派遣労働者の派遣元事業主等における労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなされます。

### 【違法派遣の例】

- ・労働者派遣の禁止業務に従事させた場合（建設業務、警備業務、港湾運送業務等）
- ・無許可事業主から労働者派遣を受け入れた場合
- ・事業所単位の期間制限、個人単位の期間制限に違反して労働者派遣を受け入れた場合
- ・いわゆる偽装請負等の場合

## キャリアアップ助成金の概要

本助成金は、有期契約労働者や派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進する取組を実施した事業主に対して助成するものです。

本助成金には8コースが設定されていますが、このうち派遣労働者に関するものとして、以下の2コースがあります。

- ・正社員化コース・・・派遣社員に対して、直接雇用を実施する場合
- ・人材育成コース・・・派遣社員に対して、人材育成を図る場合

助成金の詳細につきましては、三重労働局 職業安定部 職業対策課 キャリアアップ助成金担当（☎ 059-226-2111）または、最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

※ 助成金の受給には様々な要件を満たす必要がありますので、必ず受給できるとは限りません。

『人材サービス総合サイト（<http://www.jinzai-sougou.go.jp/>）』のご案内

労働者派遣事業及び職業紹介事業の許可・届出事業所一覧をはじめ、制度や最新情報等が閲覧できる厚生労働省職業安定局が運営するサイトです。

派遣労働者を受け入れる場合等に、許可・届出を行っている派遣元事業所の検索ができます。